

京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第55号）（建設局自転車政策推進室）

放置された自転車等の撤去及び保管に要する費用の適正化を図る必要があるため、次のとおり改正することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
自 転 車	2,300円	3,500円
原 動 機 付 自 転 車	4,600円	5,000円

この条例は、令和3年10月1日から施行することとしました。

京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 55 号

京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

京都市自転車等放置防止条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「2,300円」を「3,500円」に改め、同項第2号中「4,600円」を「5,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に撤去された自転車又は原動機付自転車の撤去及び保管に要する費用については、なお従前の例による。

(建設局自転車政策推進室)